

本棚

「懲戒処分」＝懲戒権の社会的規制としての司法検査のあり方―「法の支配」と企業懲戒権―(豊川義明)

「ジェンダー」＝「差別的効果」(Disparate Impact) 法理と日本におけるその課題(長岡麻寿恵)

「民法協の課題」＝個人か、集団か―新自由主義イデオロギーへのアンチテーゼ(城塚健之)／財界・政府の労働力政策と教育政策の反労働者性・反国民性を告発する―財界の労働力政策と政府の教育政策との関連及び教育基本法「改正」に至るその展開について(小林保夫)／いま何が問題か―現代社会が直面している問題への一試論(大江洋一)

「鑑定意見書」

萬井隆令＝JR採用拒否事件とJRの「使用者」性／業務請負事業の従業員と元請け企業との労働契約関係の存在認定について

西谷敏＝企業職員・現業職員の退職手当計算方法変更の適法性―堺市職員退職金等請求事件意見書―／就業規則による労働条件不利益変更の限界―八王子信用金庫事件に関する意見書―／男女「コース制」の違法性とその救済法理―野村證券事件に関する意見書―

「あとがき」(城塚健之)

(2004年12月・民主法律協会刊・2000円)

年金者組合東京都本部編

『15年史』

年金者組合が元気である。組織も伸びている。これにはいろいろの理由があるであろう。「定年」以降の高齢者が、元気であるということもある。現役時代に蓄積した労働運動の経験が高齢者の運動で“活かされている”ということもあろう。そうした高齢者の肉体的精神的活力が年金者組合に結集されて、小泉「構造改革」の悪政、年金、医療、生活と仕事に対する攻撃とのたたかいで、噴出しているのではなかろうか。

本書は、「1989年3月31日、組合員数679人で産声をあげた全日本年金者組合東京都本部が、15年目を迎えた今年は組合員数8000人にまで成長」した足跡をまとめた珠玉のような15年史である。この年金者組合東京地本の15年史から、われわれが学ぶ論点は多い。

たとえば、最低保障年金要求は、どのようにして産声を上げ、全体の要求として確立されていくのかなど、今日、ナショナルミニマムを考えるうえで、避けて通れない論点がある。さらに一般的な言い方をすれば、切実な要求を探り出し、共通要求として果敢にたたかうということはどういうことか、組織拡大のための力点はどこに置かれるのかなど、一読をすすめたい。

(2004年10月・年金者組合東京都地本刊)